

まちづくり推進市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり推進市民会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市では、まちづくりを市民の皆さんと協働で進めていく組織として、まちづくり推進市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土地利用計画への意見に関すること。
- (2) 都市施設計画への意見に関すること。
- (3) 都市環境及び都市機能の向上への意見に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 会議は、24名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 自治会推薦者(14名以内)
 - (2) 公募等による市民(10名以内)
- 2 自治会推薦者の委員が欠けたときは、自治会は新たな委員を選出することができる。
- 3 役員は、綾北・寺尾、早園・綾西及び中央・綾南の3地域から1名ずつ、計3名の地域代表を選出する。
- 4 地域代表は、会務を総理し、会議を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、地域代表が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

3 自治会推薦者の委員が、やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、予め代理人を選出し、その旨を議長に届け出たときは、代理人にその職務を行わせることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、綾瀬市都市計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

この要綱は、平成22年 1月28日から施行する。